平成２３年（フ）第５１号
鳥取県東伯郡北栄町江北795番地６
債務者　永岡　芳枝
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第５２号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字松崎662番地１
桜団地165号
債務者　寺地　一彦
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第５６号
鳥取県東伯郡三朝町横手222番地１
債務者　中野　紘子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第５７号
鳥取県倉吉市巌城920番地１　巌城はごろも苑
債務者　梶原　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第３１３号
広島市中区千田町１丁目５番14―401号
債務者　三宅　節子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４０号
鹿児島県西之表市西之表16347番地　市住２―16
債務者　山ノ石和美
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７０号
秋田県能代市万町３番20号
債務者　出雲　弘美
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第９４号
群馬県桐生市川内町５丁目643番地　市営127号
債務者　三井由美子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１０２号
石川県小松市浜佐美本町54番地
債務者　錢田　絹子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第５４号
岐阜県高山市越後町1100番地２
債務者　大山　正克
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
兵庫県伊丹市野間３丁目５番４号
債務者　藤澤　伸一
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２７７号
兵庫県宝塚市光明町22番30―303号、前住所兵庫県宝塚市月見山２丁目３番43―204号
債務者　西村　敦子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２８１号
兵庫県宝塚市中山桜台５丁目23番１―615号
債務者　出原　俊博
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２８７号
兵庫県伊丹市伊丹５丁目９番２―606号、前住所兵庫県伊丹市伊丹３丁目１番３―502号
債務者　砂川　和秀
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３０１号
兵庫県伊丹市平松２丁目２番６―302号
債務者　児玉　康裕
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７０７号
兵庫県尼崎市食満５丁目５番１―504号、前住所兵庫県尼崎市食満３丁目13番13号
債務者　宇高　　綾
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３号
鳥取県鳥取市南安長１丁目20番16号
債務者　神好寿美子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
鳥取地方裁判所民事部